

令和2年（行ウ）第344号

LINEを用いたオンラインによる住民票の写し交付請求サービス適法確認請求事件

原告 株式会社Bot Express

被告 国

原告第七準備書面

令和4年9月2日

東京地方裁判所民事第51部1C係 御中

原告訴訟代理人弁護士 水 野 泰 孝



同 加 藤 由 利 子



頭書事件について、原告は、令和4年6月28日に実施された中嶋一樹の当事者尋問の結果も踏まえ、その主張を若干補充する。

目次

第1	原告の請求に係る確認の利益について.....	2
1	原告の請求.....	2
2	選択的請求2に係る確認の利益について.....	2
第2	本サービスの適法性を検討するにあたっての留意点.....	4
第3	本改正省令は法の委任の範囲を超えるものであることについて.....	5
1	本改正省令の委任の根拠法について.....	5
2	デジタル手続法6条1項がいうところの「主務省令」と個別の根拠法令の関係.....	5
3	本改正省令は法の委任の範囲を超えるものであること.....	7

第1 原告の請求に係る確認の利益について

1 原告の請求

原告は、本件において、請求の趣旨記載のとおり、2つの請求を選択的に併合して訴えを提起するものである。

原告としては、これら請求のいずれかが認容されれば、本サービスの適法性が確認されることになり、原告が訴えを提起した目的は達せられるものと判断しているが、訴え提起後に本件省令改正が行われた経緯を踏まえると、これら請求のうち「選択的請求2」と位置付けている請求（「原告は、市町村（特別区を含む）に対して、別紙2「サービス目録」記載の住民票の写しの交付請求に係るサービスを適法に提供することができる地位にあることを確認する」との確認請求）の方が、争いの土俵としてより適切であろうと考えているところではある。ただし、被告は本件省令改正後も本通知を撤回せずに維持しているため、原告においても「選択的請求1」の請求を維持するものである。

2 選択的請求2に係る確認の利益について

- (1) 本訴訟提起後、本件省令改正が行われ本改正省令が施行されたことにより、原告が本訴訟提起時において「事実上の支障」として主張していた支障は、「法律上の支障」へと昇華した。

これまでも主張しているとおり、原告は、ここにいう「法律上の支障」について、既に原告が「GovTech Express」のサービスを提供している市町村（特別区を含む。以下、同じ。）との関係で生じていると主張するものであり、より具体的には、①東京都渋谷区との関係、②埼玉県和光市及び愛知県東郷町との関係、③その他原告が「GovTech Express」を提供している市町村との関係それぞれにおいて問題にするものである。

- (2) まず、渋谷区との関係（①）について述べる。

原告は、従前より渋谷区に対して本サービスを提供し、渋谷区は本サービス

を用いたオンラインによる住民票の写しの交付請求を受け付けていたが、本件省令改正が行われ本改正省令が施行されたことを受け、これを「当面の間休止」することとした（甲 3 7）。

渋谷区という「当面の間休止」とは、本サービスが適法であることが確認され次第、本サービスを用いたオンラインによる住民票の写しの交付請求の受付けを再開するとの趣旨である（渋谷区のプレスリリースである甲 3 5 も参照）。このことは、渋谷区と総務省との一連の“やり取り”からも優に認定できるし、現に原告においても、渋谷区からその旨の話を聞いているところでもある（原告尋問調書 5 頁中段）。

本サービスが適法であることが確認されれば、渋谷区において本サービスを用いたオンラインによる住民票の写しの交付請求の受付けが再開されるのであって、この一事をもってして、選択的請求 2 の訴えに係る確認の利益は優に認められる。

(2) 次に、埼玉県和光市及び愛知県東郷町との関係（②）について述べる。

原告第二準備書面・第 1（2 頁以下）にて主張したとおり、両自治体からは、本サービスが適法であることが確認されれば、本サービスを用いたオンラインによる住民票の写しの交付請求の受付けを実施する旨（ないし実施する方向で検討する旨）の説明が書面にてなされているところである（埼玉県和光市について甲 2 7、愛知県東郷町について甲 3 0）。

両自治体が提出する書面からも、両自治体が“相当の覚悟”をもって各書面を提出していることが分かるものであり（要は、本サービスが適法であることが確認されれば、高度の蓋然性をもって本サービスを用いたオンラインによる住民票の写しの交付請求の受付けが始まるといえる。）、両自治体との関係においても、選択的請求 2 の訴えに係る確認の利益は優に認められるといえる。

(3) さいごに、その他原告が「GovTech Express」を提供している市町村との関係（③）について述べる。

原告は、多くの市町村に対して「GovTech Expree」を提供している（令和 3

年7月18日時点で55)。これら市町村においては、本サービスを用いた住民票の写しの交付請求の受付を開始するためのチェックボックスにチェックを入れるのみで（厳密には、合わせてこの受付を開始したことを住民に伝えることのみで）、この受付を開始することができる（ただし、原告に対して、別途、eKYC オプション費用を支払う必要はある。以上、原告尋問調書3頁から4頁）。

これら市町村いずれにおいても、本サービスを用いた住民票の写しの交付請求の受付がなされるに至っていないのは、本通知の存在及び本改正省令が施行されたことが少なくともその理由の一つになっているといえるのであって（原告尋問調書5頁上段参照）、これら市町村との関係においても、選択的請求2の訴えに係る確認の利益は認められるといえる。

第2 本サービスの適法性を検討するにあたっての留意点

本サービスの概要は、原告当事者尋問を含め、詳細に説明してきたところであるが、本サービスの適法性を検討するにあたっての留意点について、重ねて3点指摘しておく。

第1に、本サービスにおけるいわゆるeKYCによる本人確認方法（具体的には、LINE 株式会社が開発した「LINE CLOVA」と称するシステム（甲50）を用いた本人確認方法）は、それ自体、犯罪収益移転防止法が非対面の本人確認方法として定める方法（具体的には、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第6条第1項第1号ホに規定する方法）に適合していることである（原告尋問調書12頁下段から13頁上段）。

第2に、本サービスによる本人確認は、上述のいわゆるeKYCによる本人確認に加えて、必要に応じて市町村の職員による目視による確認（「目検」）も行われることである（原告尋問調書10頁中段から12頁上段）。

第3に、運用上の対応として、本サービスを用いたオンラインによる住民票の写しの交付請求においては、これにより発行される住民票の写しは、住民基本台

帳に登録されている住所あてにしか発送されないことである（原告尋問調書 13 頁）。

第3 本改正省令は法の委任の範囲を超えるものであることについて

1 本改正省令の委任の根拠法について

原告は、原告第四準備書面・第1（3頁以下）において、本改正省令の委任の根拠法は住民基本台帳法12条2項である旨を述べていたところ、被告は、これは住民基本台帳法12条2項ではなくデジタル手続法6条1項である旨を主張する。

確かに、この点については、被告が上記のように主張する以上、本改正省令の委任の根拠法は形式的にはデジタル手続法6条1項になるといえよう。ただし、本改正省令が法の委任の範囲を超えるか否かを判断する実質的な局面においては、結局のところ個別の根拠法令の趣旨や仕組みに則する必要があるのであって（後記2参照）、本改正省令の委任の根拠法がデジタル手続法6条1項であるのか住民基本台帳法12条2項であるのかは、本件を判断するにあたって本質的な問題ではないというのが原告としての理解である。

2 デジタル手続法6条1項がいうところの「主務省令」と個別の根拠法令の関係

(1) デジタル手続法6条1項がいうところの「主務省令」については、当然のことながら、その委任の根拠法である同条項の委任の範囲を超えることはできない。

そして、「主務省令」がデジタル手続法6条1項の委任の範囲を超えるか否かの判断にあたっては、申請等の手続を定める個別の根拠法令との解釈適合性が要求されるのであって、個別の根拠法令の解釈に適合しない「主務省令」については、少なくともそれが国民の利便性を阻害する文脈における不適合であれば、当該「主務省令」はデジタル手続法6条1項の委任の範囲を超えるものと

なる。

この解釈は、デジタル手続法が「情報通信技術の便益を享受できる社会」を実現することを目的とするものであり（1条）、「手続等並びにこれに関連する行政機関等の事務及び民間事業者の業務の処理に係る一連の行程が情報通信技術を利用して行われるようにすることにより、手続等に係る時間、場所その他の制約を除去するとともに、当該事務及び業務の自動化及び共通化を図り、もって手続等が利用しやすい方法により迅速かつ的確に行われるようにすること」を基本原則としていること（2条1号）などからも、基礎付けられる。

(2) 被告は、被告準備書面(3)において、「主務省令」の限界について、「デジタル手続法6条1項の委任を受けた主務省令は、それが当該申請等に係る各個別の根拠法令を所管する主務大臣において、当該所管法令との解釈適合性を始めとした種々の考慮要素を合理的に勘案した上で、その申請等に係る具体的方法を合目的的に策定され、それが主務大臣において当該主務省令の制定権限に係る裁量権行使を逸脱したものといえる場合でない限り、同項の委任の範囲を超えるものではないというべきである。」（7頁6行目から同頁11行目）と主張するところ、被告がいうところの「種々の考慮要素」が何を意味するのか、いずれの範囲をもって「合目的的」というのかなどについて判然としないところはあるが、大枠としては、原告の理解とも合致している。

(3) さらに踏み込んでいえば、原告訴訟代理人弁護士において、デジタル手続法6条1項がいうところの「主務省令」として定められている「内閣官房令、内閣府令、デジタル庁令又は省令」（同法18条）を網羅的に確認したところ、省令の一部において、デジタル手続法総務省施行規則4条2項ただし書きに相当する定めを用意していないもの（つまり、オンラインによる申請等において常に電子証明書を併せて送信することを求めているもの）は存在したが（たとえば、防衛省が定める「主務省令」である「防衛省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則」4条2項参照）、当該「主務省令」の定めが個別の根拠法令の解釈に適合していないといえる場合においては、

その限度で「主務省令」は法の趣旨に反するということになる（これを当該「主務省令」の制定が法の委任の範囲を超えるとして作為の問題とするのか、正しく「主務省令」を定めていないことをもって不作為の問題とするのかは問題状況によろうが、下記3(1)にて述べるとおり少なくとも本改正省令は前者の問題である。）。

3 本改正省令は法の委任の範囲を超えるものであること

- (1) 本改正省令の特徴として強調して指摘しておくべきことは、本件は「主務省令」においてそもそも電子証明書を併せて送信する方法以外の方法を用意していない局面ではなく（前述の防衛省の例を参照）、デジタル手続法総務省施行規則4条2項ただし書きが存在することを前提にした上で、本改正省令において当該定め適用を排除するとの構造（“ただし書きのただし書き”との構造）になっていることである。つまり、ここでは、不作為（権限の不行使）ではなく、本改正省令の制定という積極的な作為（より踏み込んでいえば、原告及び渋谷区を狙い撃ちにした事後的な作為）が問題となることに格別留意する必要がある。
- (2) 本改正省令が法の委任の範囲を超えるものであること（住民基本台帳法の解釈に適合しないこと）を根拠付ける事情は、これまで主張してきたとおりであるが、原告として特に強調したい点を改めて書き出すと、下記のとおりとなる。

記

- ①住民票の写しの交付請求において本人確認を行うための書類について、住基法及び関係法令は特段限定しておらず、かつ、いずれをもって本人確認書類とするかは市町村長の判断に委ねていること
- ②住民票の写しの交付請求に関し、郵便による交付請求の制度が法律上の制度として明示的に定められており（住基法12条7項）、この局面における本人確認のための書類は写しの送付で足りるとされ、かつ、いかなる場合に本人確認として足りるかについては市町村長の判断に委ねられているこ

と

③本ガイドライン（甲４６）によっても、住民票の写しの交付請求をオンラインにて行うにあたっては、常に「マイナンバーカード（公的個人認証：署名用電子証明書）」によらなければならないといえるものではないこと

④住民票の写しの交付請求をオンラインにて行うにあたって、市長村長の本人確認方法に係る自律的な判断を全面的に排斥してまで常に電子署名を要求する積極的な論拠は存在しないこと

(3) 上記(2)（特に④）に関連して、被告は、被告準備書面(3)・第１・１・(4)・イ（７頁以下）において、オンラインによる住民票の写しの交付請求の「リスク」なるものを強調して主張するので、２点反論しておく。

第１に、被告がいうところの「リスク」なるものは、本件が住民票の写しの交付を請求する（つまり、物理的な紙の交付を求める）局面であることを正しく理解しないものといわざるを得ない。換言すれば、住民基本台帳との関係でいえば、「転入届」や「転出届」をオンライン申請にて行う場合には、当該申請により住民基本台帳に係るデータそのものが書き換えられることになるため厳格な本人確認が求められることは首肯できなくはないが（本訴訟において原告が言及している「デジタル試合における住民基本台帳制度のあり方に関する検討会」においてもこの文脈で検討がなされている。）、本件はこれとは全く異なる局面であって、被告がいうところの「リスク」なるものは何ら本件に則したものである（原告としての「リスク」の考え方について、原告尋問調書１４頁から１６頁参照）。換言すれば、被告は、本サービスを用いたオンラインによる住民票の写しの交付請求においていかなる「リスク」があるというのか、具体的な指摘すらできていない。

第２に、原告が用意する本サービスは、前述したとおり、犯罪収益移転防止法が非対面の本人確認の方法として認める方法に適合しているのもあって、抽象的な「リスク」なるものを理由にして本サービスが排除される説得的な論拠は何ら見出すことはできない。換言すれば、本サービスが積極的に違法なも

のとして排除されることは、犯罪収益移転防止法と抵触することになる。

以 上